## 第6号様式別表5の2記載の手引

## 1 この計算書の用途等

(1) この計算書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式<del>又は</del>、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付してください。

(2) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る付加価値額及び資本金等の額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

## 2 各欄の記載のしかた

2 各欄の記載のしかた		,
欄	記載のしかた	留 意 事 項
1「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
2 「 第1号 ・ 法第72条の2第1項第3号	事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。	
第4号		
に掲げる事業		
3「収益配分額の計算」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記	
(①から④までの各欄)		
	(1) 法第72条の19の規定の適用を受ける法人(以下「特定内国	
	法人」といいます。)又は事業税を課されない事業とその他	
	の事業とを併せて行う法人(以下「非課税事業を併せて行う	
	法人」といいます。) 第6号様式別表5の2の2の33、33	
	又は③の各欄の金額	
	(2) その他の法人 第6号様式別表5の3の⑫、第6号様式別	
	表5の4の③又は第6号様式別表5の5の③の各欄の金額	
4「単年度損益⑤」	(1) 法人税法第27条の規定の適用を受ける法人にあっては、こ	都道府県内に恒久的施設
	の欄を「(別表524)一同表⑥)」と読み替えて計算した金額を	
	記載します。	は、法人税法第141条第1
	(2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされ	
	る法人税法第59条第1項又は地方税法等の一部を改正する法	
	律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定に	
	よる改正前の法(以下「令和2年旧法」といいます。)第72	
	条の18第1項の規定によりその例によるものとされる地方税	
	法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)に	記載します。
	よる改正前の政令第20条の2の12の規定による読替え後の所	
	得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下	
	「令和2年所得税法等改正法」といいます。)第3条の規定	
	(令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改	
	正規定に限ります。)による改正前の法人税法(以下「読替	
	え後の令和2年旧法人税法」といいます。)第59条第1項の	
	規定の適用を受けようとする法人にあっては、「第6号様式	
	❸」とあるのは「(第6号様式❸一別表10⑨)」と、「別表5	
	②」とあるのは「(別表529-別表109)」と読み替えて計算	
	した金額を記載します。 (3) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされ	
	る法人税法第59条第2項(東日本大震災の被災者等に係る国	
	税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。	
	以下「震災特例法」といいます。)第17条第1項の規定によ	
	り読み替えて適用する場合を含みます。)又は読替え後の令	
	和2年旧法人税法第59条第2項(令和2年所得税法等改正法	
	第23条の規定による改正前の震災特例法(以下「令和2年旧	
	震災特例法」といいます。) 第17条第1項の規定により読み	
	替えて適用する場合を含み、読替え後の令和2年旧法人税法	
	第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限りま	
	す。)の規定の適用を受けようとする法人にあっては、「第6	
	表 5 図   とあるのは「(別表 5 図 - 別表10図)   と読み替えて	
	計算した金額を記載します。	
	(4) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされ	
ı	TIAN MANAGENT AND AND AND AND CANDING OF AND COMPANY	I

る法人税法第59条第3項(震災特例法第17条第1項の規定に より読み替えて適用する場合を含みます。) 又は読替え後の 令和2年旧法人税法第59条第2項(令和2年旧震災特例法第 17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、読 替え後の令和2年旧法人税法第59条第2項第3号に掲げる場 合に該当する場合を除きます。) の規定の適用を受けようと する法人にあっては、「第6号様式®」とあるのは「(第6号 様式®-別表11⑫)」と、「別表5⑭」とあるのは「(別表5 △-別表11億)」と読み替えて計算した金額を記載します。 (5) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされ る法人税法第59条第4項又は読替え後の令和2年旧法人税法 第59条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあって は、「第6号様式®」とあるのは「(第6号様式®-別表11⑩)」 と、「別表5個」とあるのは「(別表5個-別表11個)」と読 み替えて計算した金額を記載します。 (6) 租税特別措置法第59条の2又は令和2年所得税法等改正法 第16条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「令和2 年旧措置法」といいます。)第59条の2若しくは第68条の62 の2の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書 (別表4)の33又は法人税の明細書(別表4の2付表)の41 の欄において減算した金額(損金算入額)がある場合には当 該額を加算し、加算した金額(益金算入額)がある場合には 当該額を減算した金額を記載します。 (7) 租税特別措置法第66条の5の3第1項、所得税法等の一部 を改正する法律(令和4年法律第4号)第11条の規定による 改正前の租税特別措置法第66条の5の3第1項又は令和2年 旧措置法第68条の89の3第1項の規定の適用を受ける法人に あっては、法人税の明細書(別表17(2の3))の10の欄か ら23の欄を控除した金額又は法人税の明細書(別表17の2 (2)付表1)の8の計の欄から26の欄を控除した金額を加算 した金額を記載します。 (8) 第6号様式別表5の図から図まで及び図の各欄に記載のあ る法人にあってはこれらの欄の合計額を減算した金額を記載 し、同表の倒に記載のある法人にあっては同欄を加算した金 額を記載します。 5 「付加価値額⑥」 この欄の金額が零又は負数の場合には、⑦から⑩までの各欄 に記載する必要はありません。 6 「収益配分額のうちに報酬給与 この割合に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げ 額の占める割合⑦」 7 「④×70/100 ⑧」 (1) ⑦の欄の数値が70%を超える場合に限り記載します。 (2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を 切り捨てた金額を記載します。 8「雇用安定控除額⑨」 ⑦の欄の数値が70%を超える場合に限り記載します。 9「雇用者給与等支給増加額⑩」 第6号様式別表5の6の劉、第6号様式別表5の6の2の劉 又は第6号様式別表5の6の3の⑩の各欄の金額を記載します。 10「資本金等の額印」 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記 清算中の法人は、資本金 載します。 等の額がないものとみなさ (1) 収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事 れるため、「資本金等の額 業をいいます。)とその他の事業とを併せて行う法人(⑵又 の計算」の各欄及び「2. は(3)に掲げる法人である場合を含みます。) 第6号様式別 資本金等の額の明細」の各 表5の2の3の②の欄の金額 欄に記載する必要はありま (2) 課税標準の特例(法附則第9条第1項)の規定の適用を受してん(以下同じです。)。 ける法人 第6号様式別表5の2の3の窓の欄の金額 (3) 法第72条の21第1項各号の規定若しくは第2項又は令和2 年旧法第72条の21第1項各号の規定の適用を受ける法人(⑥) に掲げる場合を除きます。) 第6号様式別表5の2の3の ②の欄の金額 (4) 課税標準の特例(法附則第9条第2項、第11項及び第12項 又は令和2年旧法附則第9条第2項、第11項、第12項及び第 18項) の規定の適用を受ける法人 銀行法第5条第1項に規

1	定する金額	1
	(5) 課税標準の特例(法附則第9条第3項)の規定の適用を受	
	ける法人 10億円	
	(6) 課税標準の特例(法附則第9条第17項)の規定の適用を受	
	ける法人 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げ	
	る金額 (4) (ロ)に掲げる場合以外の場合 下表「法人税の資本金等	
	の額又は連結個別資本金等の額3」の2回欄の金額 (p) 法第72条の21第1項各号の規定の適用を受ける場合 第	
	6 号様式別表 5 の 2 の 3 の ⑩の欄の金額	
	(7) その他の法人 下表「資本金の額及び資本準備金の額の合	
	算額2」の図の欄の金額又は下表「法人税の資本金等の額又	
	は連結個別資本金等の額3」の図の欄の金額のいずれか大き	
11「火***********************************	い方の額	
11「当該事業年度の月数⑬」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月	
	とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載しま	
	to	
	また、法第72条の21第3項、第4項若しくは第5項又は令和	
	2年旧法第72条の21第4項若しくは第5項の規定の適用を受け	
	る法人にあっては、当該規定に基づき計算した月数を記載しま	
10.50.10.40.0	To A MET DE A TITLE A MET DE LETTER A MET DE L	
12 「⑫×⑬/12 ⑭」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り	
to Fight Add 1	り捨てた金額を記載します。	
13「控除額計⑤」	次に掲げる法人が、当該法人の区分ごとに、それぞれ次に定	
	める金額を記載します。	
	(1) 特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人((2)に掲げ	
	る法人である場合を含みます。) 第6号様式別表5の2の	
	3の⑫の欄の金額	
	(2) 課税標準の特例(法附則第9条第4項から第7項まで及び	
	第17項又は令和2年旧法附則第9条第7項)の規定の適用を	
	受ける法人第6号様式別表5の2の3の劉の欄の金額	
	(3) 外国法人 第6号様式別表5の2の3の窓の欄の金額	
	(4) 法第72条の21第6項又は令和2年旧法第72条の21第6項(一	
	定の持株会社の資本金等の額の算定)の規定の適用を受ける	
	内国法人で、(1)又は(2)に掲げる法人以外の法人 第6号様式	
50-51	別表5の2の4の⑩の欄の金額	
	(1) ⑥の欄の金額が1,000億円 (その事業年度が1年に満たない	
額⑰」、「(⑯のうち1,000億円を	場合には、1,000億円に当該事業年度の月数を乗じて12で除	
超え5,000億円以下の金額)×5		
0/100®」及び「(⑯のうち5,0		
00億円を超え1兆円以下の金額)×25/100個。	の事業年度が1年に満たない場合には、5,000億円に当該事業に乗り日本も乗りて10万段とて得る人類。以下同じです。	
領/ス25/100切。	業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。)	
	以下であるときは、当該金額を1,000億円以下の金額及び1,0 00億円を超え5,000億円以下の金額に区分してそれぞれ⑪及	
	び⑱の各欄に、⑯の欄の金額が5,000億円を超えるときは、	
	当該金額を1,000億円以下の金額、1,000億円を超え5,000億	
	円以下の金額及び5,000億円を超え1兆円(その事業年度が 1年に満たない場合には、1兆円に当該事業年度の月数を乗	
	じて12で除して得た金額)以下の金額に区分して、それぞれ	
	①、®及び⑩の各欄に記載します。	
	<ul><li>(2) これらの金額に1円未満の端数があるときは、それらの端</li></ul>	
	(2) これらの金額に1円木橋の端数があるとさは、それらの端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
15「国内における所得等課税事業	数金額を切り指くた金額を記載します。 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げ	従業者の数を合計した数
	る事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せ	
内における収入金額等課税事業		
	における所得等課税事業に係る期末の従業者数卿」の欄には、	数を生じたときは、これを
内における特定ガス供給業に係		
	有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第1号に掲げる事	1 1 / C U d 7 o
② 別木の促来有数 ② 〕 及 〇 「 司 ② 〕	常 (非課税事業を除きます。以下「所得等課税事業」といいま	
	す。)に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除	
I	プ。ノ゚に「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「「	Į į

	して得た数を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数②」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第3号に掲げる事業(以下「収入金額等課税事業」といいます。)に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、「国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数③」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者数のうち同項第4号に掲げる事業(以下「特定ガス供給業」といいます。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、「計②」の欄には、②欄、②欄及び③欄の合計を記載します。 (1) 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において収入金額等課税事業又は特定ガス供給業を開始した場合 (2) 収入金額等課税事業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は収入金額等課税事業を開始した場合 (3) 特定ガス供給業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち2以上の事業を併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業を廃止した場合	
16「課税標準となる資本金等の額 ②	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
17「期首現在の金額®」の各欄	当該事業年度の前事業年度終了の日現在における金額をそれぞれ記載します。	資本金の額又は出資金の額及び資本準備金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
18「当期中の減少額②」及び「当期中の増加額③」	当該事業年度中の増加額又は減少額をそれぞれ記載します。	「法人税の資本金等の額 又は連結個別資本金等の額 3」の欄は、法人税の明細 書(別表5(1))の「II 資本金等の額の計算に関す る計算書」に記載したとこ ろに準じて記載します。
19「期中に金額の増減があった場合の理由等」	「資本金の額又は出資金の額1」の②の欄若しくは③の欄、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額2」の②の欄若しくは③の欄又は「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額3」の②の欄若しくは③の欄に記載したそれぞれの金額の増加又は減少ごとに理由を記載します。	